議案第２２号参考資料１

○ 室蘭市建築基準法施行条例中一部改正の件について

１．条例改正の理由

建築基準法の一部改正により、特定主要構造部及び建築副主事が新設されたことに伴い、規定の整備を行うもの

２．条例改正の概要

（１）特定主要構造部に係る改正

大規模建築物等において、これまで、主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）については、一律の耐火性能が求められていたが、高い耐火性能の壁、床で区画され、避難に支障がない部分については、これを緩和できるよう、当該区画部分以外の主要構造部が「特定主要構造部」と定義された。これに伴い、本市条例で影響する部分について規定の整備を行う。

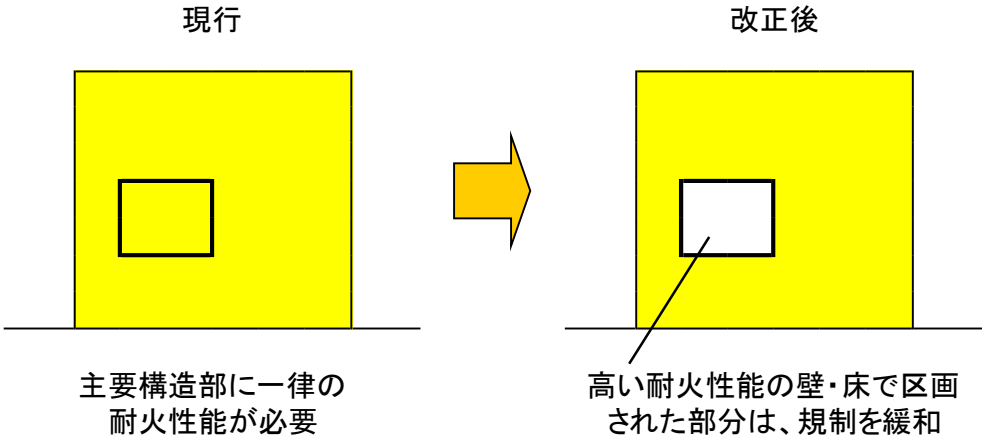

（２）建築副主事に係る改正

地方公共団体において建築確認の事務を行う建築主事について、小規模な建築物等に限り建築確認の事務を行うことができる「建築副主事」を設置することができることとされたことに伴い、本市条例で影響する部分について規定の整備を行う。

３．施行期日

令和６年４月１日から施行する。